

特定非営利活動法人がんとむきあう会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人がんとむきあう会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「がんと向き合いながらも病人ではなく、その人らしくいることができる場」を創設し、提供・支援することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ①相談支援事業：病気や治療・心理的・経済的な問題、仕事や暮らし関連
- ②セミナー・プログラム事業：療養中に必要な食・運動・文化・教育
- ③普及啓発・研究・人材育成事業
- ④その他、目的を達成するために必要な事業

(2)その他の事業

- ①食料品、物品の販売

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人または団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を別に定める入会申込書により申し込むことができる。
- 3 理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会の申し出があったとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)法令、定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費及びその他の拠出金品の不返還)

- 第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 5人以上10人以下

(2)監事 1人以上2人以下

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び幹事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第 15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 この法人に事務局長、事務局次長その他職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事より理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 4 事務局次長は、正会員より理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 5 その他職員は、会員より理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員を持って構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
 - (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があつたとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第50条の規定の適用については、出席したものとみなす。また、情報伝達の双方向性、即時性のある設備、環境が整っているWEB会議に参加した場合においても、出席とみなし、その表決も有効とみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員の現在数

(3)総会に出席した正会員の数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)

(4)議長の選任に関する事項

(5)審議事項

(6)議事の経過の概要及び議決の結果

(7)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1)事業計画及び予算並びにその変更
- (2)役員の報酬
- (3)理事の職務
- (4)借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5)総会に付議すべき事項
- (6)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の2分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3)第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につ

いて書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において、第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。また、情報伝達の双方向性、即時性のある設備、環境が整っている WEB 会議に参加した場合においても、出席とみなし、その表決も有効とみなす。

- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)理事の現在数
- (3)理事会に出席した理事の数及び氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。)
- (4)審議事項
- (5)議事の経過の概要及び議決の結果
- (6)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄附金品
- (4)事業に伴う収益
- (5)資産から生じる収益
- (6)その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て予算成立までは、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)目的
- (2)名称
- (3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10)定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち理事会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第54条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(施行細則)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 西村元一
副理事長 崎川万樹子
理事 西村詠子
同 米森直子
同 小石川均
同 吉村寿博

同 出島元寿
監 事 綿谷修一
同 榊原千秋

- 3 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は理事会の議を経て理事長が委嘱する。その任期は2年とする。
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員

個人 入会金 3,000円 年会費 10,000円

(2)賛助会員

個人 年会費 2,000円

団体 年会費 50,000円

(法第10条第1項第7号関係)

令和4年度 事業計画書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人がんとむきあう会

1 事業実施の方針

昨年に引き続き新型コロナ感染症収束の予測が困難であることから、新型コロナ感染症の状況を確認しながら事業の開催可否を判断する。基本的に予約制とし、対面または対面+オンラインの開催にて事業を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

①相談支援事業

- 「がんに関するサポート」として月～金曜日および第1土曜日の11時～16時に相談・支援の場を開く。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
月～金・第1土	元ちゃんハウス	8人	不特定	7,580

・「ナイト元ちゃんハウス」

仕事帰りにも利用していただけるよう夜間開館を行う。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
毎月第1水曜日	元ちゃんハウス	8人	不特定	0

・「特別な火曜日」「交流会」「アロマの時間」「ルーシーダットン（タイ式ヨガ）」専門スタッフを交えた多重プログラムの開催

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
第4火曜日	元ちゃんハウス	8人	不特定	290

・「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」（金沢市委託事業）

金沢市在住の小児慢性特定疾病患者・家族を対象とし、予約にて随時対応・実施する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
随時	元ちゃんハウス	8人	不特定	300

- ・「がん患者在宅療養支援事業」（読売光と愛の事業団助成金を利用）
タブレット端末を利用したオンライン在宅療養支援を行う。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
随時	元ちゃんハウス	8人	不特定	0

②セミナー・プログラム事業

- ・「まなびの教室」

がんに詳しい看護師（専門看護師・認定看護師）によるがん患者の生活に即したまなびの場を設ける。スタッフ・外来講師により実施する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
偶数月第1土曜	元ちゃんハウス	8人	不特定	30

- ・「料理教室」

金沢市委託事業として毎月第1土曜日、がん患者を中心とした料理教室を実施する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
毎月第1土曜日	元ちゃんハウス	8人	不特定	30

- ・「おでかけ元ちゃん」

元ちゃんハウス以外の場での相談・支援を年1回実施する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
年1回	金沢市内	8人	不特定	30

③普及啓発・研究・人材育成事業

- ・「元ちゃんハウス・ファンミーティング」

賛助会員（個人・団体）や寄附等でお世話になっている方と一緒に、当会の今後の活動を考える交流会を開催する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
1回	元ちゃんハウス	8人	不特定	0

- ・「もくれんの会（遺族の会）」

がんで大切な人を失った遺族の方を対象に、心のケアを中心に実施する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
年4回	元ちゃんハウス	8人	不特定	0

- ・「おまかせうんチッチ相談」

コンチネンスアドバイザー榎原千秋さんによるぽかぽか腸活教室と個別排泄相談

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
月1回	元ちゃんハウス	8人	不特定	200

- ・「元ちゃん俱楽部」

がん患者・ご家族を中心とした趣味を生かした交流活動を行う。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
随時	元ちゃんハウス	8人	不特定	0

- ・「患者会への協力」

患者会等で活動されている方から要望があった際には会場提供等の協力を行う。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
随時	元ちゃんハウス	8人	不特定	0

- ・「事業内容に関する研究」

当法人の諸事業における活動・各種講演会・イベント等の取り組みをまとめ、各学会・報告会等に発表・報告する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
随時	元ちゃんハウス	8人	不特定	110

④その他、目的を達成するために必要な事業

実施予定なし

(2) その他の事業

- ・「食料品、物品の販売」

元ちゃんハウスオリジナルグッズや食品の販売を実施する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	支出見込額(千円)
通年	元ちゃんハウス	8人	700

(法第10条第1項第7号関係)

令和5年度 事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人がんとむきあう会

1 事業実施の方針

前年に引き続き、新型コロナ感染症の状況を確認しながら事業の開催可否を判断する。基本的に予約制とし、対面または対面＋オンラインの開催にて事業を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

①相談支援事業

- 「がんに関するサポート」として月～金曜日および第1土曜日の11時～16時に相談・支援の場を開く。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
月～金・第1土	元ちゃんハウス	8人	不特定	7,580

- 「ナイト元ちゃんハウス」

仕事帰りにも利用していただけるよう夜間開館を行う。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
毎月第1水曜日	元ちゃんハウス	8人	不特定	0

- 「特別な火曜日」「交流会」「アロマの時間」「ルーシーダットン（タイ式ヨガ）」

専門スタッフを交えた多重プログラムの開催

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
第4火曜日	元ちゃんハウス	8人	不特定	290

- 「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」（金沢市委託事業）

金沢市在住の小児慢性特定疾病患者・家族を対象とし、予約にて隨時対応・実施する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
隨時	元ちゃんハウス	8人	不特定	300

- ・「がん患者在宅療養支援事業」（読売光と愛の事業団助成金を利用）

タブレット端末を利用したオンライン在宅療養支援を行う。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
随時	元ちゃんハウス	8人	不特定	0

②セミナー・プログラム事業

- ・「まなびの教室」

がんに詳しい看護師（専門看護師・認定看護師）によるがん患者の生活に即したまなびの場を設ける。スタッフ・外来講師により実施する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
偶数月第1土曜	元ちゃんハウス	8人	不特定	30

- ・「料理教室」

金沢市委託事業として毎月第1土曜日、がん患者を中心とした料理教室を実施する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
毎月第1土曜日	元ちゃんハウス	8人	不特定	30

- ・「おでかけ元ちゃん」

元ちゃんハウス以外の場での相談・支援を年1回実施する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
年1回	金沢市内	8人	不特定	30

③普及啓発・研究・人材育成事業

- ・「元ちゃんハウス・ファンミーティング」

賛助会員（個人・団体）や寄附等でお世話になっている方と一緒に、当会の今後の活動を考える交流会を開催する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
1回	元ちゃんハウス	8人	不特定	0

- ・「もくれんの会（遺族の会）」

がんで大切な人を失った遺族の方を対象に、心のケアを中心に実施する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
年4回	元ちゃんハウス	8人	不特定	0

- ・「おまかせうんチッチ相談」

コンチネンスアドバイザー榎原千秋さんによるぽかぽか腸活教室と個別排泄相談

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
月1回	元ちゃんハウス	8人	不特定	200

- ・「元ちゃん俱楽部」

がん患者・ご家族を中心とした趣味を生かした交流活動を行う。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
随時	元ちゃんハウス	8人	不特定	0

- ・「患者会への協力」

患者会等で活動されている方から要望があった際には会場提供等の協力を行う。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
随時	元ちゃんハウス	8人	不特定	0

- ・「事業内容に関する研究」

当法人の諸事業における活動・各種講演会・イベント等の取り組みをまとめ、各学会・報告会等に発表・報告する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	受益対象者の範囲・人数	支出見込額(千円)
随時	元ちゃんハウス	8人	不特定	110

④その他、目的を達成するために必要な事業

実施予定なし

(2) その他の事業

- ・「食料品、物品の販売」

元ちゃんハウスオリジナルグッズや食品の販売を実施する。

実施予定日時	実施予定場所	従事予定人数	支出見込額(千円)
通年	元ちゃんハウス	8人	700

令和4年度 活動計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人がんとむきあう会
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		200,000
賛助会員受取会費	1,300,000		1,300,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	4,000,000		4,000,000
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
4. 事業収益			
料理教室収益	0		0
地域連携収益	0		0
収益事業部門収益		800,000	800,000
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	5,500,000	800,000	6,300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,520,000	0	2,520,000
支払報酬	0	0	0
人件費計	2,520,000	0	2,520,000
(2) その他経費			
謝金	270,000		270,000
印刷製本費	450,000		450,000
会議費	30,000		30,000
交際費	0		0
旅費交通費	200,000		200,000
通信運搬費	350,000		350,000
消耗品費	140,000		140,000
修繕費	3,200,000		3,200,000
水道光熱費	600,000		600,000
賃借料	10,000		10,000
減価償却費	440,000		440,000
租税公課	0		0
研修費	0		0
支払手数料	200,000		200,000
支払寄附金	0		0
新聞図書費	0		0
雑費	30,000		30,000
公告宣伝費	130,000		130,000
仕入高	0	700,000	700,000
その他経費計	6,050,000	700,000	6,750,000
事業費計	8,570,000	700,000	9,270,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
福利厚生費	10,000		10,000
人件費計	10,000	0	10,000
(2) その他経費			
通信運搬費	16,000		16,000
保険料	40,000		40,000
支払手数料	0		0
その他経費計	56,000	0	56,000
管理費計	66,000	0	66,000
経常費用計	8,636,000	700,000	9,336,000
当期経常増減額	▲ 3,136,000	100,000	▲ 3,036,000
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
経理区分為替額	0	0	0
当期正味財産増減額	-3,136,000	100,000	▲ 3,036,000
前期繰越正味財産額			31,589,744
次期繰越正味財産額			28,553,744

令和5年度 活動計算書
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 特定非営利活動法人がんとむきあう会
 (単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		200,000
賛助会員受取会費	1,300,000		1,300,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	4,000,000		4,000,000
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
4. 事業収益			
料理教室収益	0		0
地域連携収益	0		0
収益事業部門収益		800,000	800,000
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	5,500,000	800,000	6,300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,520,000	0	2,520,000
支払報酬	0	0	0
人件費計	2,520,000	0	2,520,000
(2) その他経費			
謝金	270,000		270,000
印刷製本費	450,000		450,000
会議費	30,000		30,000
交際費	0		0
旅費交通費	200,000		200,000
通信運搬費	350,000		350,000
消耗品費	140,000		140,000
修繕費	3,200,000		3,200,000
水道光熱費	600,000		600,000
賃借料	10,000		10,000
減価償却費	440,000		440,000
租税公課	0		0
研修費	0		0
支払手数料	200,000		200,000
支払寄附金	0		0
新聞図書費	0		0
雑費	30,000		30,000
公告宣伝費	130,000		130,000
仕入高	0	700,000	700,000
その他経費計	6,050,000	700,000	6,750,000
事業費計	8,570,000	700,000	9,270,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
福利厚生費	10,000		10,000
人件費計	10,000	0	10,000
(2) その他経費			
通信運搬費	16,000		16,000
保険料	40,000		40,000
支払手数料	0		0
その他経費計	56,000	0	56,000
管理費計	66,000	0	66,000
経常費用計	8,636,000	700,000	9,336,000
当期経常増減額	▲ 3,136,000	100,000	▲ 3,036,000
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
経理区分為替額	0	0	0
当期正味財産増減額	-3,136,000	100,000	▲ 3,036,000
前期繰越正味財産額			28,553,744
次期繰越正味財産額			25,517,744